

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（東部地区）の委託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和 8 年 6 月 10 日

金沢市長 村山 卓
(公印省略)

1 趣旨

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（東部地区）の委託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 概要

(1) 名称

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（東部地区）公募型プロポーザル

(2) 本プロポーザルへの提案

「地域活性化への取組や地域活動等への協力」、「災害時の緊急時対応」及び「効率的な巡回方法及び路面情報の適格な情報把握」に関する提案

(3) 提出資料

参加表明書及び企画提案書

(4) 特定方法及び選定委員会

ア 特定方法は、企画提案書の内容により、実施要領「7 企画提案書の特定基準」に定める評価項目及び評価点に基づき最適委託事業者を特定する。

イ 選定委員会は、次の 5 名で構成する。

川 村 國 夫（金沢工業大学 特任教授）

池 本 良 子（金沢大学 名誉教授）

片 桐 由希子（金沢工業大学 准教授）

木 谷 哲（金沢市土木局長）

高 木 陽 一（金沢市都市整備局長）

(5) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

金沢市 土木局 道路管理課

電話 076-220-2321

E-mail dourokanri@city.kanazawa.lg.jp

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

本業務に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、共同企業体（2者以上10者以内の構成員で構成）又は事業協同組合（4者以上の組合員で構成）であって、次の要件に該当する者とする。

なお、応募者は、構成員（又は組合員）の中から、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を1者選定すること。代表企業は、参加表明を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

ア 共同企業体（又は事業協同組合）の構成員（又は組合員）は、金沢市内に本店を有する企業等であること。

イ 建設業法の許可業種である土木工事業、又は舗装工事業の許可を得ている構成員（又は組合員）を1者以上含むこと。事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、土木工事業、又は舗装工事業の許可を得ていること。

ウ 過去5年間（令和3年度以降）に金沢市から次に示す工事のいずれかを元請として受注した実績（共同企業体（又は事業協同組合）の構成員（又は組合員）としての受注実績も認めるものとする。）がある構成員（又は組合員）を含むこと。なお、実績は業務の契約内容が分かる資料（契約書又はCORINS登録の写し）を添付できるものに限る。

- ・一般土木工事
- ・アスファルト舗装工事
- ・造園工事
- ・維持修繕工事
- ・浚渫工事

エ 構成員（又は組合員）は、金沢市の工事の入札参加資格、又は役務等の入札参加資格を有すること。事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、金沢市の工事の入札参加資格、又は役務等の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知（令和8年9月3日（木）予定。以下「審査終了」という。）までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

オ 構成員（又は組合員）は、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

カ 構成員（又は組合員）は、次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(エ) 実施要領の公表から審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

キ 構成員（又は組合員）は、本プロポーザルに参加する他の応募者の構成員（又は組合員）と重複していないこと。

ク すべての構成員（又は組合員）が上記ア、エ、オ、カ、キの要件に該当すること。

ケ 構成員（又は組合員）のうち1者以上が上記イ、ウの要件に該当すること。

コ 事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、上記オ、カの要件に該当すること。

(2) 下請け又は再委託先企業の要件

各業務において、下請け又は再委託が発生する場合は、下請け又は再委託先の企業は、金沢市内に本店を有する企業等であること。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 統括業務責任者

(ア) 統括業務責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。

- ・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士

- ・ 1 級建設機械施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

(イ) 統括業務責任者は、構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係(参加表明書の提出期限の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係)にあること。事業協同組合の場合は、事業協同組合と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること(組合員との雇用関係は認めない)。

なお、契約時に直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するいずれかの書類の写しを提出すること。

1. 監理技術者証
2. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
3. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
4. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
5. 厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
6. 健康保険組合等による資格証明書
7. 直近決算の確定申告書の写し(個人事業主)
8. その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

なお、1～8 の書類が提出できない場合は、国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し、並びに税務調査承諾書を提出すること。

イ 巡回業務実施責任者

巡回業務実施責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。なお、巡回業務実施責任者は、統括業務責任者と兼任を認める。

- ・ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
- ・ 1 級建設機械施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

ウ 維持管理業務実施責任者

維持管理業務実施責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。

- ・ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
- ・ 1 級建設機械施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

(4) 応募資格の制限

次に該当する者は、「3 応募資格 (1) 応募者の資格要件」に示す資格要件を満たしていても、本プロポーザルの応募者となることができない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務委託事業者選定委員会委員(以下、「選定委員」という。)

イ 本プロポーザルの選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連のある者

なお、本業務の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人は以下のとおりである。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・ ナチュラルコンサルタント株式会社

ウ ア又はイが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織(研究室等を含む。)に所属する者

4 実施要領等の交付の期間及び方法

(1) 期間

令和 8 年 6 月 10 日(水)から令和 8 年 7 月 7 日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 方法

本市のホームページにて公表する。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/dorokanrika/gyomuanna/nyusatsujoho/31051.html>

(3) 交付資料

- (ア) 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（東部地区）公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 提出書類様式
- (ウ) 契約書（案）
- (エ) 要求水準書
- (オ) 要求水準書 別紙 1～5
- (カ) 維持管理基準参考資料 ※希望者のみ配布
- (キ) 業務積算参考資料（業務構成比）

5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 企画提案書の提出を希望する者は、実施要領に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電送は認めない。
- (2) 提出先 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 土木局 道路管理課
電話 076-220-2321
- (3) 提出期間 令和8年6月10日（水）から令和8年7月7日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年7月6日（月）午後5時必着とする。

6 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 参加資格を満たすと判断された者については、実施要領に基づき作成した企画提案書を持参、郵送、宅配便等又はE-mailにより提出すること。なお、E-mail以外の電送は認めない。
- (2) 提出先 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 土木局 道路管理課
電話 076-220-2321
E-mail dourokanri@city.kanazawa.lg.jp
- (3) 提出期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月31日（金）まで（日曜日及び土

曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。
郵送又は宅配便等の場合は、令和8年7月30日(木)午後5時必着とする。

7 審査結果の発表

審査の結果については、令和8年9月3日(木)に当選者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、結果等の電話での問合せには、いかなる場合にも応じられない。

8 当選者の業務概要

(1) 当選者の業務

- ア 業務名 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務(東部地区)
- イ 業務内容 金沢市内東部地区における公共インフラ維持管理の包括的民間委託(試行実施)
- ウ 業務期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
※ただし、本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、本業務期間終了後から令和11年3月まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

- (2) 契約上限額 24,173,000円(消費税及び地方消費税を含むものとする。)

9 その他

- (1) 詳細は、金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務(東部地区)に係る公募型プロポーザル実施要領による。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (3) 提出書類の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。